

## 松山市理容師及び美容師の出張業務指導要領

### (目的)

第1条 この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において理容の業を行うこと（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において美容の業を行うこと（以下「出張美容」という。）に関して必要な事項を定め、もって出張理容及び出張美容（以下「出張業務」という。）における衛生の確保を図ることを目的とする。

### (出張業務の届出等)

第2条 次に掲げる理容師及び美容師以外の理容師又は美容師で、市内に住所（出張業務に係る営業所（以下「管理施設」という。）がある場合にあってはその所在地とし、管理施設を設ける場合にあってはその設置場所とする。）を有する者が愛媛県内で出張業務を行おうとするときは、松山市理容師法施行条例（平成24年条例第19号）第4条第1号及び松山市美容師法施行条例（平成24年条例第22号）第4条第1号に規定する場合を除き、あらかじめ、保健所長に当該住所を届け出なければならない。市外に住所を有する者が市内において出張業務を行おうとする場合も、また同様とする。

- (1) 理容師法第11条第1項の規定による届出がなされた理容所に勤務する理容師及び美容師法第11条第1項の規定による届出がなされた美容所に勤務する美容師
- (2) 愛媛県理容師及び美容師の出張業務指導要領（平成19年4月1日制定）に基づき、愛媛県保健所長に出張業務の届出を行った理容師及び美容師（前号の理容師及び美容師を除く。）

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した理容師・美容師出張業務届出書（様式第1号）によってしなければならない。

- (1) 氏名及び住所並びに理容師又は美容師免許証番号又は登録番号
- (2) 出張業務を行おうとする場所、期間及び理由
- (3) 器具等の消毒方法の概要
- (4) 管理施設がある場合（管理施設を設ける場合を含む。以下同じ。）にあっては、管理施設の名称及び所在地又は設置場所並びに管理施設の施設管理者の承諾を得たことを証する事項

3 前項第2号の出張業務を行おうとする期間は、1年を超えることができない。

4 理容師・美容師出張業務届出書には、その副本1通（出張業務を行おうとする場所に愛媛県保健所の管轄区域が含まれる場合にあっては、副本2通）及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 理容師免許証若しくは理容師免許証明書又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書の写し
- (2) 管理施設（管理施設がない場合にあっては、当該理容師又は美容師の自宅）の概要を明らかにした図面

5 保健所長は、第1項の規定による届出を受理したときは、理容師・美容師出張業務届出書及びその副本に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本を当該届出を行った者に返還するとともに、当該届出に係る出張業務を行おうとする場所に愛媛県保健所の管轄区域が含まれる場合にあっては、愛媛県保健所長に当該副本を送付するものとする。

6 第1項の規定による届出を行った者は、出張業務に従事するときは、前項の規定によ

り返還された理容師・美容師出張業務届出書の副本（次項において「返還届出書」という。）を常に携帯しなければならない。

- 7 第1項の規定による届出を行った者は、その届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した理容師・美容師出張業務変更届出書（様式第2号）に返還届出書を添付して保健所長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所並びに理容師又は美容師の免許証番号又は登録番号
  - (2) 変更しようとする事項及び変更内容
  - (3) 変更しようとする年月日
- 8 第3項から第5項までの規定は前項の規定による届出について、第6項の規定は当該届出を行った者について、それぞれ準用する。この場合において、第4項中「理容師・美容師出張業務届出書」とあるのは「理容師・美容師出張業務変更届出書」と、「次に」とあるのは「変更に係る次に」と、第5項中「理容師・美容師出張業務届出書」とあるのは「理容師・美容師出張業務変更届出書」と、「当該副本を当該届出」とあるのは「当該副本及び返還届出書を当該届出」と、第6項中「前項」とあるのは「返還届出書及び第8項において準用する前項」と、「理容師・美容師出張業務届出書の副本（次項において「返還届出書」という。））」とあるのは「理容師・美容師出張業務変更届出書の副本」と読み替えるものとする。

（出張業務を行う場合の衛生上必要な措置）

第3条 理容師又は美容師が出張業務を行う場合における松山市理容師法施行条例第2条第7号及び松山市美容師法施行条例第2条第7号の市長が必要と認めて指示する措置は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による届出を行って出張業務を行う理容師又は美容師にあつては、出張業務に携行する器具等を衛生的かつ安全に保管することができる専用の設備並びに適当な洗浄及び消毒設備を管理施設（管理施設を設けない場合にあつては、当該理容師又は美容師の住宅。第3号において同じ。）に設けること。
- (2) 次の器具等を携行すること。
  - ア 手指及び器具の洗浄又は消毒をするための石けん及び消毒薬等
  - イ 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具又は美容器具並びにこれらを衛生的かつ安全に収納することができる容器等
  - ウ 使用済みのはさみ等の理容器具又は美容器具を安全に収納することができる容器等
  - エ 既消毒の布片類又はタオル及びこれらを衛生的に収納することができる適当な容器等
  - オ 既消毒の布片類又はタオルと使用済みのそれらとを区別して収納することができる容器等
  - カ 外傷に対する救急処置に必要な医薬品及び衛生材料
  - キ 毛髪清掃に必要な清掃用具及び衛生的に廃棄物を持ち帰ることができるふた付きの専用容器又は丈夫な袋等
- (3) 毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃するとともに、作業終了後は、作業場の清掃を十分に行い、当該廃棄物を管理施設に持ち帰り適正に処理すること。
- (4) 感染症若しくは感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者に理容又は美容を行う場合は、手袋、マスク等の着用により病原体にばく露することを防止するための措置を確実にとるとともに、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

- 2 理容師又は美容師が出張業務を行う場合における松山市理容師法施行条例第3条第1項第10号及び松山市美容師法施行条例第3条第1項第10号の市長が必要と認めて指示する措置は、第2条第1項第1号の理容師又は美容師が勤務する理容所又は美容所内に、出張業務に携行する器具等を衛生的に保管することができる設備を設けることとする。

(出張業務記録簿)

- 第4条 理容師又は美容師は、出張業務を行ったときは、遅滞なく、理容師・美容師出張業務記録簿(様式第3号)を作成しなければならない。
- 2 出張業務を行った理容師又は美容師は、前項の規定により作成した理容師・美容師出張業務記録簿を、その作成の日から2年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

- 第5条 保健所長は、この要領を施行するため必要があると認める場合において、出張業務を行う理容師又は美容師の任意の協力が得られるときは、これらの者に対し、出張業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に出張業務に係る管理施設に立ち入り、出張業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。